

諮詢第1号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和6年1月23日

前橋市長 山本



記

1 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額

区分	現行	改正案
課税限度額	220,000円	240,000円

2 適用区分

改正後の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。

諮詢第2号

前橋市国民健康保険運営協議会様

低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減基準を下記のとおり改正したいので、
前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和6年1月23日

前橋市長 山本



記

1 国民健康保険税の軽減基準

区分	現行	改正案
5割軽減世帯 判定基準	前年総所得金額等が、43万円※に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万円</u> を加算した金額を超えない世帯	前年総所得金額等が、43万円※に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯
2割軽減世帯 判定基準	前年総所得金額等が、43万円※に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>53万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯	前年総所得金額等が、43万円※に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>54万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯

※納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額

2 適用区分

改正後の国民健康保険税の軽減基準は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。